

障害者の超短時間雇用創出に向けた取り組みについて

1. 概要

障害のなかでも特に精神障害や発達障害のある方の中には、障害特性により、長時間働くことが困難な方または就労継続が困難な方もおり、一般就労に限らない多様な働き方の選択肢の一つとして、平成 29 年度より週 20 時間未満の「超短時間雇用」の創出に向けた取り組みを推進している。

「超短時間雇用」について先進的な取り組みを行っている東京大学先端科学技術研究センターの助言・支援を受けながら、「短時間雇用創出コーディネーター」をしごとサポート西部に配置し、協力企業の開拓、業務の切り出し、障害者とのマッチングを行っている。

2. 就労継続支援 B 型事業所との併用

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）は、短時間のアルバイトであっても、一般就労に移行すると、継続して利用することは想定されていない。

しかし、特に就労継続支援 B 型事業所を利用している障害者のなかには、毎日 1～2 時間、あるいは週 1 日なら働けるという方も一定数見込まれるものの、障害福祉サービスの利用ができないことが障壁となって就労に踏み出せない障害者も存在する。

そこで、神戸市では、平成 29 年 10 月より一定の要件を満たす場合には、例外的に超短時間雇用にいたった後も、就労継続支援 B 型事業所の継続利用を認めるといった就労環境の整備を行った。

3. 垂水区での取り組み

垂水区内には、①県立視覚特別支援学校、県立神戸聴覚特別支援学校などもあり、市内でも手帳所持者が多く、相談件数が多いこと、②しごとサポート西部を運営している社会福祉法人すいせいの拠点があることなどから、モデル事業として垂水駅前地区で超短時間雇用の取り組みを推進し、障害者の多様な働き方を創出している。

垂水商店街では、深刻な人手不足、再開発に伴う空き店舗の増加などの課題があることから、垂水食品衛生協会に対して、障害者による超短時間雇用を提案し、協会の協力を得ながら、飲食・食品小売店舗等で業務の切り出しを行い、障害者とのマッチングを実施している。

4. 実績

超短時間雇用の実績は以下のとおりである。

【平成 30 年 12 月 15 日時点】

平成 29 年度	民間企業 8 社	9 名雇用、	神戸市役所	2 名雇用
平成 30 年度	民間企業 4 社	4 名雇用、	神戸市役所	2 名雇用

また、垂水商店街においては、4 件の職場開拓をおこない、うち 2 件で雇用開始、2 件で就労継続支援 B 型事業所による施設外就労につながっている。

5. 今後の展開

今後とも、垂水駅前地区において、短時間雇用を拡充することで障害者就労の受け皿をつくるとともに、地域のにぎわいづくりにつなげていく。

また、垂水区でのモデル事業の検証を行ったうえで、他地区でも障害者就労がまちのにぎわいづくりにつながるよう検討していきたい。